HCTC 認定規則第四回改定・新旧対照表

変更前	変更後
第 5 条 4 2016 年（平成 28 年）3 月末日までに本学会 HCTC 委員会での審査によって認定 HCTC の資格を取得したものに対しては、移行措置基準による暫定専門 HCTC の資格認定申請要件を別に定める。	（廃止：該当者がなくなるため）
第5条5 2016 年（平成 28 年）4 月 1 日以降、本規則の実施までの期間に本学会 HCTC 委員会での審査によって認定 HCTC の資格を取得したものに対しては、移行措置基準による専門 HCTC の資格認定申請要件を別に定める。	（廃止：該当者がなくなるため）
第 5 条 6 本制度に基づく認定 HCTC、専門 HCTC、暫定専門 HCTC の認定審査にかかわる審査料・登録料については、本学会が別に定める。	第 5 条 4 本制度に基づく認定 HCTC、専門 HCTC の認定審査にかかわる審査料・登録料については、本学会が別に定める。 （暫定専門 HCTC を削除）
第 8 条 2 専門 HCTC の資格審査は、本規約第 6 条第 5 項に定める申請書類の審査と、HCTC の教育にかかわる知識・技能を評価するための筆記試験・口頭試験等によって実施する。	第 8 条 2 専門 HCTC の資格審査は、本規約第 6 条第 5 項に定める申請書類の審査と、HCTC の教育にかかわる知識・技能を評価するための口頭試験等によって実施する。 （筆記試験を削除）
	第 14 条 4（追加） 本規則の第四回改定は 2022 年 10 月 1 日より実施する。